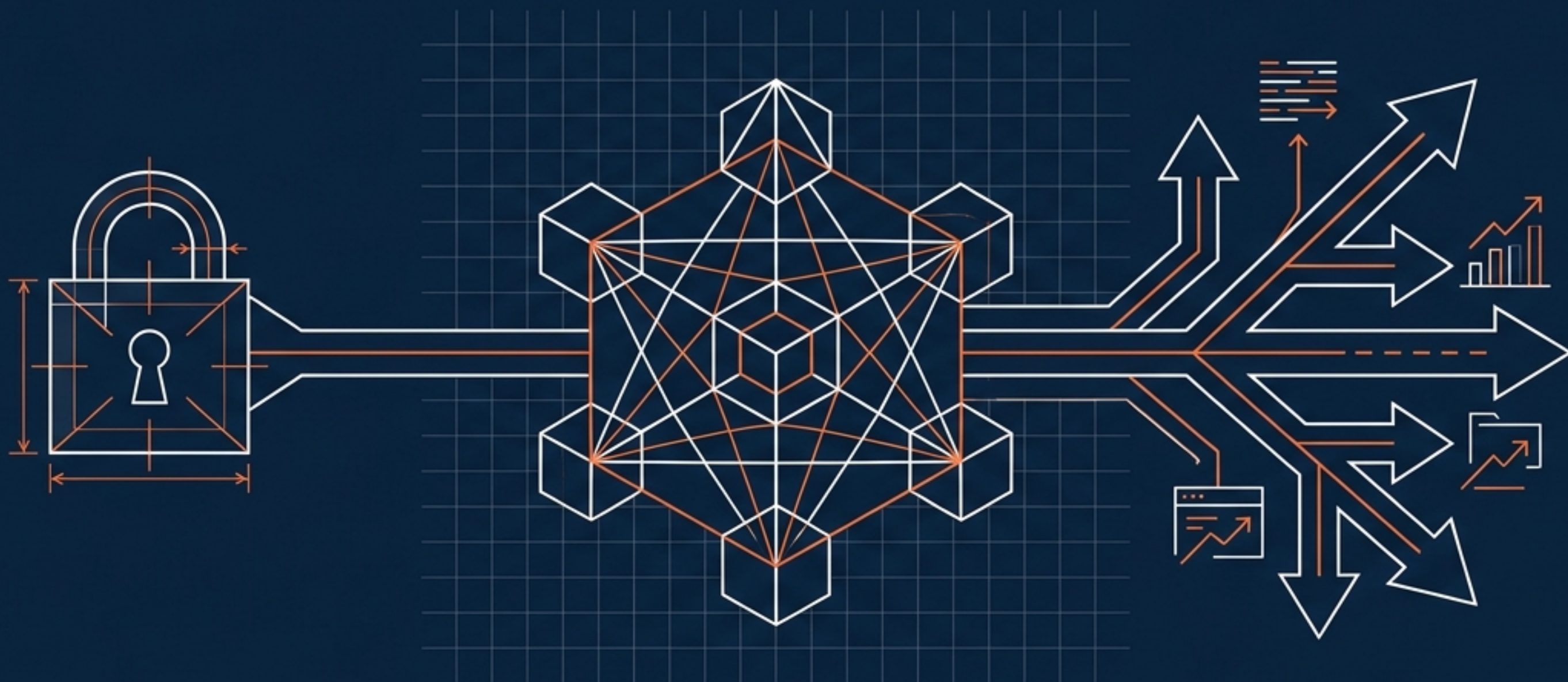


THE PRECISION BLUEPRINT: STRATEGIC GUIDE FOR ENTERPRISE

生成AI知財「プリンシプル・コード」の全貌と企業対応

2026年8月公表・イノベーションと知財保護を両立する「ソフトウェア」の戦略的読解



Executive Summary : 3つの要点



法的拘束力なき「市場ルール」

2026年8月25日、内閣府が公表したソフトロー（自主的行動規範）。コーポレートガバナンス同様の「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式を採用し、罰則はないが市場評価を通じた実質的なルールとなる。



権利者と産業界で分断する評価

権利者側は「重要な第一歩」と評価する一方、産業界・AI事業者は「国内勢のみが不利になる」と懸念。適用範囲は広く、日本向け提供であれば海外事業者にも域外適用される。



直ちに迫られる3つの初動

企業は直ちに「①自社が適用対象か否かの判定」「②事前開示項目の棚卸し（RAGデータ含む）」「③権利者窓口と記録体制の整備」に着手する必要がある。

なぜ今、コードが必要なのか？ (日本のAI知財パラドックス)

生成AI知財プリン シプル・コード (2026年8月)

イノベーションを阻害せず、
30条の4但書（著作権者の
利益を不当に害する場合）を
補完する「接着剤」。

著作権法30条の4

情報解析目的の無許諾利用を広く認
める。日本が「機械学習パラダイス」
と呼ばれる根拠。

クリエイターの反発 & 政策の推進

無断学習・フェイクへの懸念
(出版17社等の共同声明)。
AI推進法(2025年9月施行)と人工知
能基本計画での透明性要件の明記。

The Core Architecture：3原則の時系列マッピング

事前: AI開発・提供時

事後: AI運用・生成時

原則1：概要開示

モデル、学習データ、アカウントビリティ、
知財保護措置の概要を万人に公開
(コーポレートサイト等)。

原則2：権利者からの照会対応

訴訟・調停等を行う(準備含む)権利者からの
「特定URL等の学習有無」の照会に対応。
※一般的なクロール照会は対象外。

原則3：利用者からの照会対応

生成物を生成した本人からの照会対応
(訴訟等に用いない誓約必須)。

免責領域

営業秘密・安全性に関わる機微情報の強制的な開示は求められない。

Principle 1 Deep Dive：事前開示のシステム要件（4ブロック）

1 使用モデル関係

☒ 名称・識別子・バージョン / 公開日等の来歴

☒ アーキテクチャ・設計仕様

☒ 利用規定（想定用途・禁止用途）

2 学習データ関係

☒ データ種類（RAGで用いるものを含む ※権利者要望の反映）

☒ クロール・非公開/公開データ・合成データの有無

☒ クローラの目的・収集期間・名称

3 アカウンタビリティ関係

☒ トレーサビリティ / 責任体制の明示・文書化

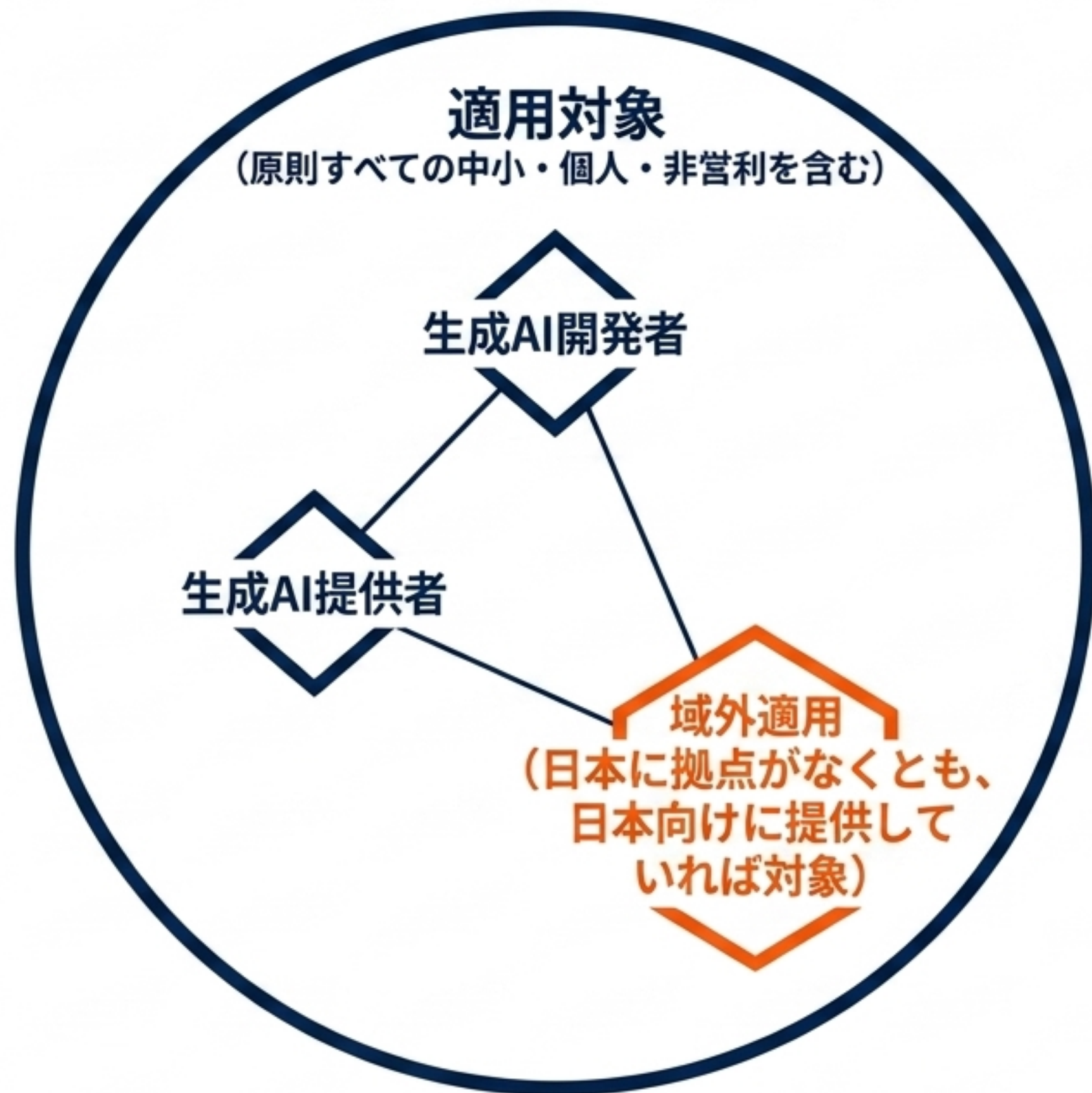
4 知財保護のための措置

☒ robots.txt等への準拠 / 海賊版サイトへのクロール回避

☒ 侵害生成物の防止措置 / 電子透かし・C2PA等（出所来歴証明）

☒ 権利者救済窓口の整備と対応記録の保存

Scope of Application : 誰が対象となるのか？



適用除外 (対象外となる3類型)

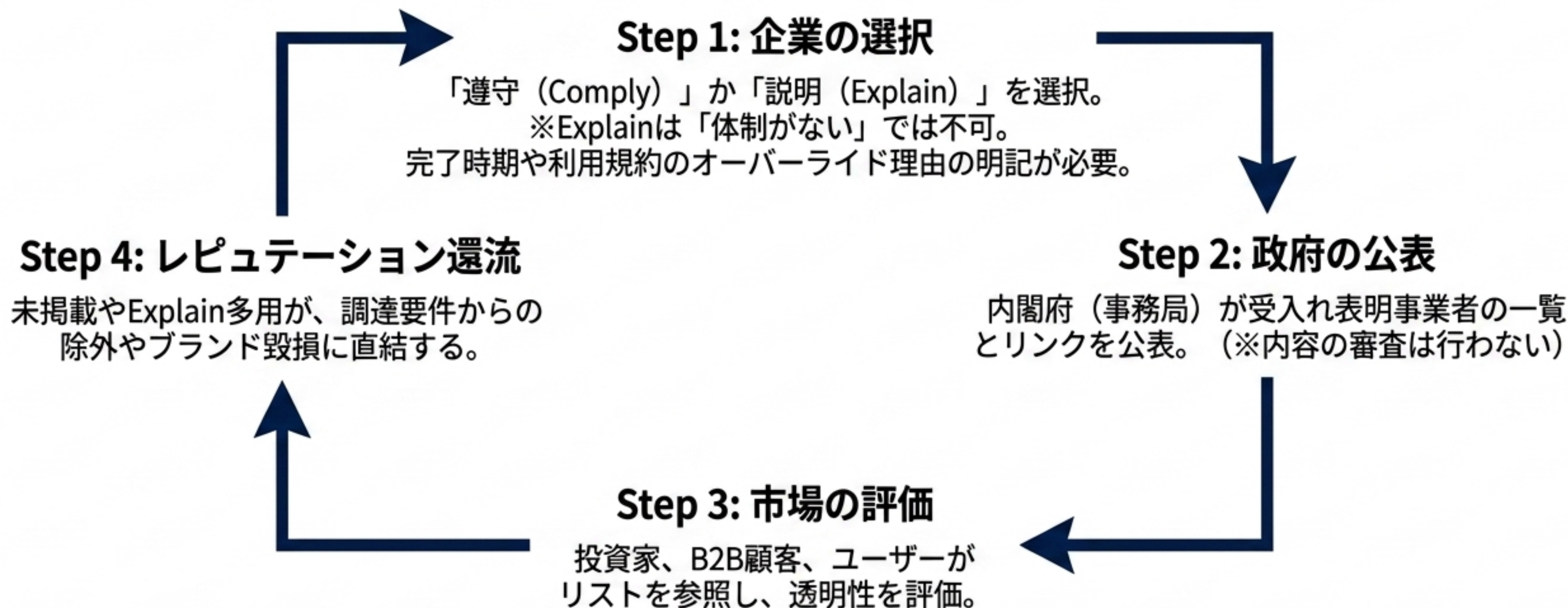
一社のデータのみで作成し、
当該一社のみを提供する
特化型AI

企業グループ内での提供

侵害リスクが著しく低い場合
(統計的データ・推論結果に
とどまる等)

The Mechanism：「コンプライ・オア・エクスプレイン」の機能

罰則なきルールの実効性を担保する「市場圧力のループ」



構造的弱点：EUのAI Actのような制裁金（インセンティブ）がないため、海外勢の参画実効性に懸念が残る。

Synthesis：真っ二つに割れる市場の評価

権利者団体・クリエイター側

主なアクター：日本新聞協会、NAFCA、出版17社等

評価：「重要な第一歩」と総論賛成。

不満・要求：法定ルールでないため実効性が不透明。URL情報限定からの拡大、RAGデータの開示対象化、政府調達との連動を求め、迅速な「法制化」を要求。

産業界・AI事業者側

主なアクター：経団連、JDLA、ABEJA等の国内AI企業

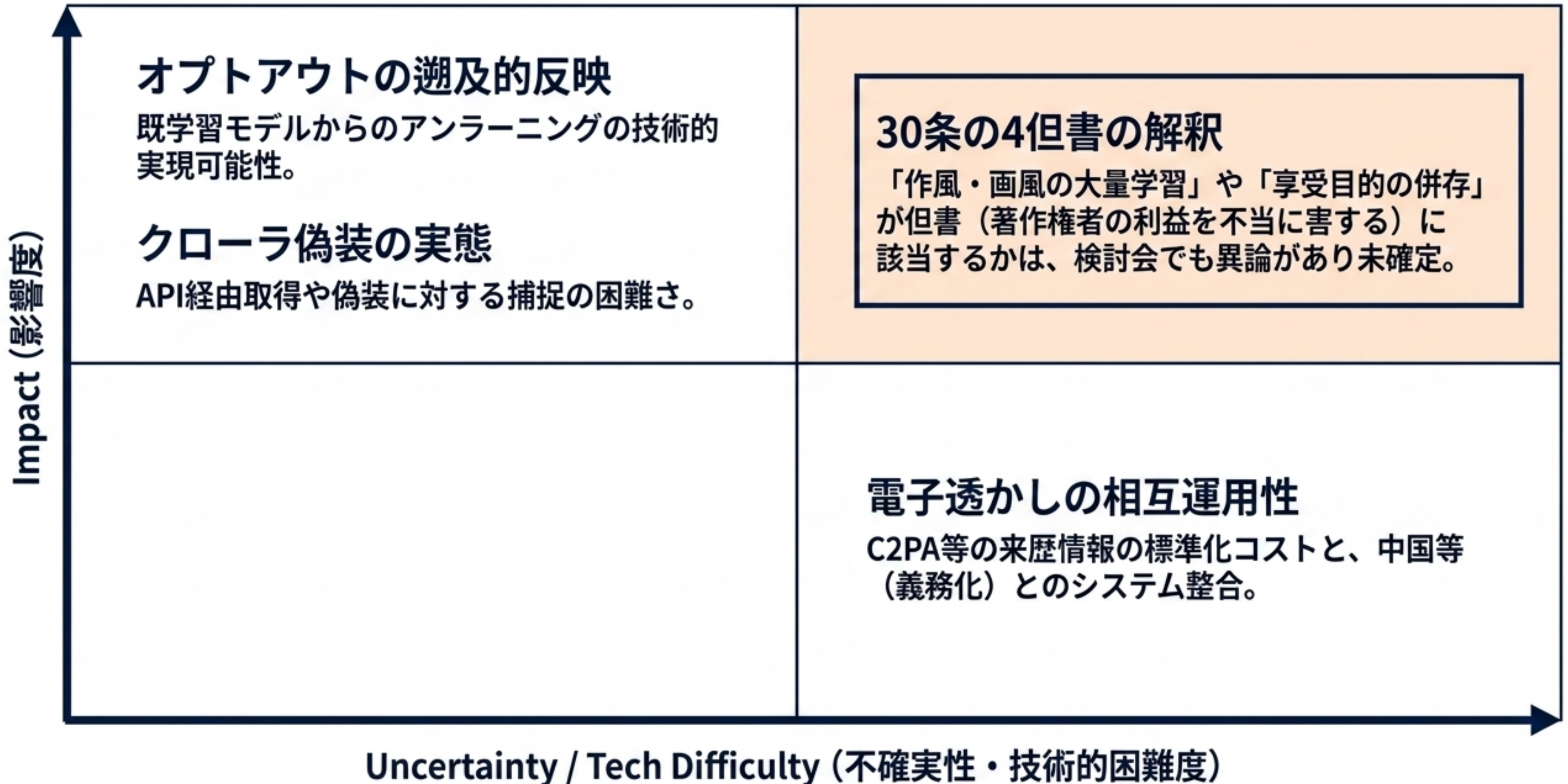
評価：イノベーション阻害・萎縮効果への強い懸念。

不満・要求：対応コスト（ログ管理・窓口対応）が重く参入障壁化する。日本企業のみが縛られ、海外勢がエクспレインで免れる「競争条件の不公平（非対称性）」を指摘。

Global Matrix：世界のAI透明性規制との比較

	日本 (本コード)	EU (AI Act)	米国 (加州 AB2013)	中国 (標識弁法)
枠組み	事前開示 ＋ 事後照会	オプトアウト尊重 方針＋ 詳細な要約公表	学習データの 概要公開	生成物の二重表示 義務 (明示・非明示)
実効性 (罰則)	なし (コンプライ・オア・ エクスプレイン)	制裁金 (世界売上高3% or 1,500万ユーロ)	州法として 義務化	罰則付きの義務
特記事項・ 知財配慮	電子透かし等は 「可能な限り」の 努力目標	2026年8月から 汎用AI提供者へ 執行開始	営業秘密保護に関 する規定を欠く	国家標準（GB 45438-2025）も 施行

Legal & Tech Gray Zones : 解釈が確定していない残存リスク



Corporate Action Plan - Phase 1：届出受付開始前（即時対応）

Step 1: 自社の適用判定 (Assessment)

- ☑ 「開発者／提供者」への該当性を判定。
- ☑ 業界特化型AIでも「複数数社提供」なら適用される点に注意。

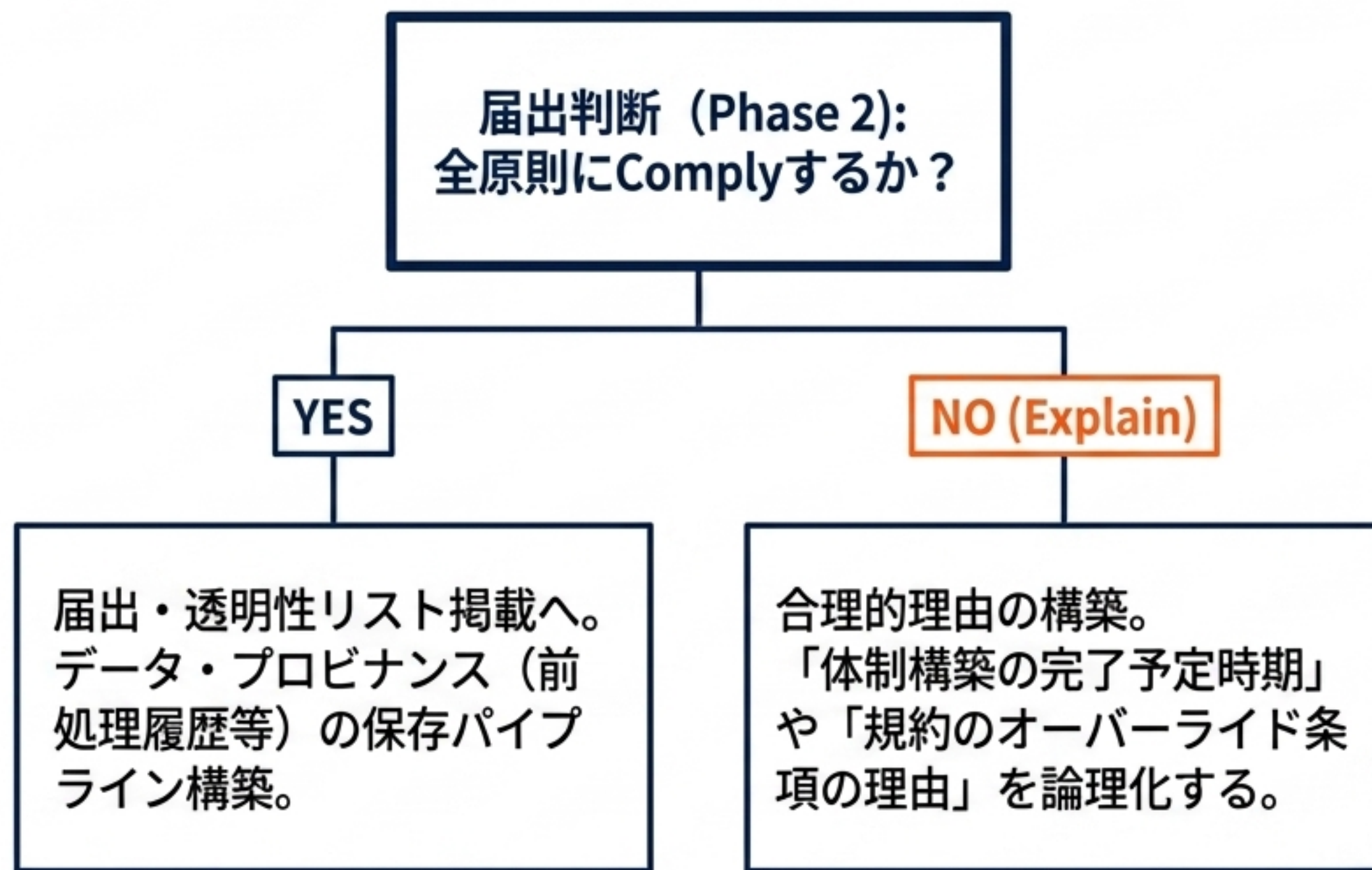
Step 2: 開示物の棚卸し (Inventory & Gap Analysis)

- ☑ 既存のモデルカード・利用規約・プライバシーポリシーを点検。
- ☑ 原則1の項目（クローラ仕様、RAG利用、合成RAG利用、合成データ、robots.txt尊重など）とのギャップを特定。

Step 3: 窓口・記録体制の整備 (Infrastructure)

- ☑ 権利者からの申出窓口の設置（既存体制の流用可）。
- ☑ 申出要件の明確化と、対応記録の保存フロー（ロギング）の設計。

Corporate Action Plan - Phase 2 & 3 : 戦略的決断とAI利用企業への影響



AI利用企業側の対応 (Phase 3)

調達要件の激変

AIを利用するだけの企業にとっても、ベンダーが本コードを遵守しているかの確認が、事実上のコンプライアンス（DD）要件となる。

社内RAGのガバナンス

自社構築RAGの参照データ管理も原則1に関連するため、全社的なデータ・ガバナンスの確立が急務。

Future Outlook：方針転換を迫られる3つの「トリガー」

企業が体制を前倒しし、法制化を警戒すべき兆候（サイン）



Gauge 1: グローバルプレイヤーの欠落

指標：届出事業者一覧に主要な海外AI企業が掲載されない。

意味：不公平感が増大し、権利者からの「強制力（法制化）」要求が一気に加速する。



Gauge 2: "Explain" の常態化

指標：多くの企業がExplainを多用し、実質的な開示が進まない。

意味：ソフトローの限界とみなされ、新聞協会等がすでに要求している法制化検討の引き金となる。



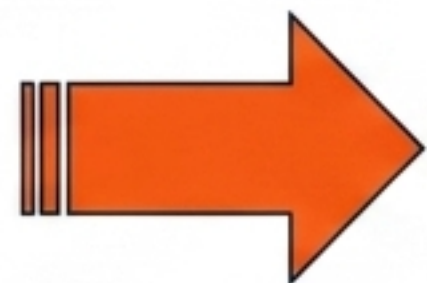
Gauge 3: 政府調達・補助金との連動

指標：「コード準拠」が公共事業の入札要件化される（※現在検討事項）。

意味：コンプライが事実上「必須化（Mandatory）」され、対応優先度が最高レベルに引き上がる。

Conclusion：コンプライアンスから「競争優位」へ 本コードは単なる「開発工数の負担」ではない。

From: Compliance Burden
法規制への受け身の対応
(コストセンター)



To: Competitive Advantage
「Trusted AI（信頼されるAI）」としての
ブランド構築（プロフィット・イネーブラー）

Takeaway: 日本独自の「市場評価メカニズム」において、透明性の高い開示体制と知財保護プロセスを他社に先駆けて構築することは、次の時代のB2B顧客・政府調達を獲得するための最強のパスポートとなる。開示を恐れず、透明性を武器にせよ。